

枚方市人権尊重のまちづくり条例の見直しに関する
市民意見の聴取について（結果公表）
【案】

この度は、枚方市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見及びご意見に対する審議会の考え方について、以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和5年（2023年）11月1日（水）から令和5年（2023年）11月20日（月）まで
意見提出者数	個人 2名 団体 3組
公表意見数	5件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、本条例見直しに関する意見のみ公表しています。

【条例の見直し（案）に関するご意見について】

	ご意見の要旨	審議会の考え方（案）
1	全てのハラスメントを許さないとした方が良くと思います。	今回の見直しでは、「あらゆる人権侵害を許さない」としており、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、禁止する人権侵害行為の一つとして含まれております。 条例に規定できる内容については、限りがありますが、説明や周知の際には、人権侵害行為を例示することなどが大切だと考えております。
2	総合的という表現は、都合のいい言葉で具体性にかけることを逆に市民に感じさせてしまうので、今回の見直しで、一番強調したいことを具体的にまず一つ上げて訴えたほうが効果的に浸透すると思います。	今回の見直しにおいて一番強調したいことは、「あらゆる人権侵害を許さない」という市の姿勢です。そのため、「人権侵害行為の禁止」や「人権教育・人権啓発」について規定し、人権侵害が起きにくいまちを目指していくこととしています。いただきましたご意見のとおり、目的を明確にすることを意識しながら、効果的な周知や案内に努めることが重要だと考えます。
3	私たちは「当事者主体の介護事業と自立生活運動をとおして、障害者の自立とユニバーサル社会化を推進すること」を目的に活動しております。 人権施策の調査審議にあたって「当事者の参画」が重要と考えますので、枚方市人権尊重のまちづくり審議会の委員に1名は障害当事者を入れていただきたい。	現在、障害者関係団体（2団体）から審議会に参画いただいております。 人権施策に当事者の意見を反映することは大切であることから、しっかりと意見を聞き、進めていくことが重要だと考えております。

4	<p>外国人を排斥したり、おとしめる言動による人権侵害は深刻な問題であり、今回の見直しで「あらゆる人権侵害は許されないものとし、インターネット上の誹謗中傷や街中でのヘイトスピーチなどによる人権侵害行為は行ってはならないことを規定」するのは必要なことです。</p> <p>市民意識を育てることが非常に重要であり、「人権侵害行為を防止するための人権教育及び啓発を推進する」は、早急にすすめてほしい。とりわけ、次の3点を重視してほしい。</p> <p>1) 日本に外国人が増えているのは、日本政府が政策として呼び寄せているからだということ。</p> <p>2) 外国人労働者は日本の企業・社会を支えており、税金・社会保険料を支払う地域社会の一員であること。</p> <p>3) 日本経済が30年近く停滞を続けている中、日本の周辺の国々は発展を続けていること。</p> <p>経済的には「あこがれの国」ではなくなりつつある日本を選び日本で生活する人たちとともに地域社会を作っていくことが大事だと思います。</p>	<p>外国人の人権については、人権尊重のまちづくり基本計画の中で人権問題として課題設定されております。</p> <p>条例において、基本計画や人権教育及び啓発を位置付けることにより、外国人の人権に関する人権教育及び啓発を推進することが大切だと考えております。</p>
5	<p>変更・新規ともに見直し案でよいと思います。</p>	<p>引き続き、より良い条例となるよう努めてまいります。</p>